

筑紫野市 地域クラブ
ハラスメント防止マニュアル

令和8年4月

筑紫野市部活動地域展開実行委員会

ハラスメント防止マニュアルについて

中学生期のスポーツ活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣を身につけ、体力・運動能力・技術の向上を図るとともに、仲間と互いに競い、励まし、協力する中で、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど、生徒が心身ともに健やかに成長していく上で重要な活動です。また、中学生期の文化芸術活動は、生涯にわたって学び、文化芸術等の活動に親しむ習慣を身につけ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を図るとともに、生徒が心身ともにバランス良く成長していく上で重要な活動です。

このため、筑紫野市地域クラブでは、心身の成長過程にある中学生期にとってのスポーツ・文化芸術活動が「スチューデント・ファースト」(学習者本位)の精神に基づく活動となることを大前提に、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点から、ハラスメント防止マニュアルを策定しました。

ハラスメントとは

1 スポーツ・文化芸術活動におけるハラスメントとは

スポーツ・文化芸術活動の現場において、「暴力」「暴言」「差別」「ハラスメント」など安全・安心にスポーツ・文化活動を楽しむことを妨害する行為を指します。指導者と指導を受ける者との関係のみならず、スポーツ・文化芸術活動の現場における関係者の誰によっても、また誰に対してであっても、ハラスメントは起こりえます。

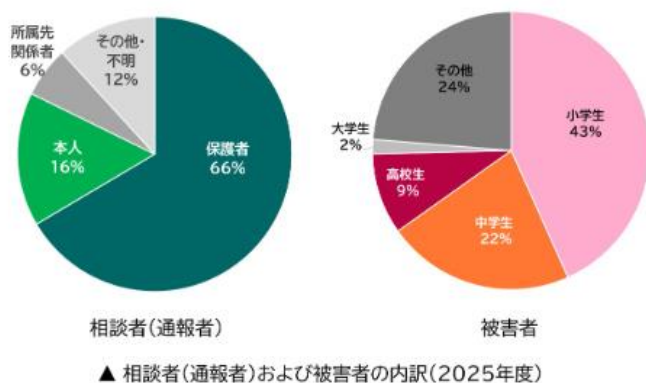
2 ハラスメントの実態

日本スポーツ協会の相談窓口寄せられた相談の実態は以下の通りです。2025年には過去最高の相談件数となっており、相談の被害者の74%が高校生以下、うち小学生が被害者となっている相談が43%、相談者(通報者)は保護者からの相談が6割以上を占めています。

(1) 相談件数の推移(J S P Oのホームページより)



(2) 相談状況概要 (J S P Oのホームページより)



(3) 日本スポーツ協会の相談窓口寄せられている相談事例

① 暴力事例

【直接的な暴力】直接体に触れる行為

・顔に平手打ちをされた。 ・竹刀で体をたたかれた ・髪の毛を引っ張られた

【間接的な暴力】体の安全を害する行為

・近くの椅子を蹴っ飛ばした ・作戦板を投げつけられた ・目の前でバットを振り回す
これらの間接的な行為も、人に当たらなくても暴力に当たる場合があります。

② 暴言事例

・「こんなこともできないのか、カス」 ・「下手くそ、辞めてしまえ」
・「お前のせいで試合に負けた」 ・「馬鹿じゃないの、頭悪いわね」
・「何度言ったらわかるのよ」 ・「お前なんかいない」
・見た目をからかわれた ・家族をばかにされた ・いやなあだ名をつけられた

指導者としての心得

○ 生徒を一人の人格者と見なす

指導を続けていくと時には思い通りにならない試合展開や作品の仕上がり、生徒の言動に出会うかもしれません。その場の感情に流されての叱責は許されません。子どもとはいえ一人の人間であることを忘れてはいけません。生徒の人格を尊重し、励ましやサポートを続けることができる指導者を目指しましょう。肉体的、精神的な負荷を伴う厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう。

○自身の言動がハラスメントになっていないかチェック

ハラスメントとは、相手に対して言葉や行動などで過度に苦痛を与えることです。行った側にはそうした気持ちがなくても、受けた側には傷ついたり不利益をこうむったりした場合にはハラスメントになります。ハラスメントには、いくつかの種類があります。自分の言動がこれらのハラスメントに該当しないか以下に従って確認しましょう。

パワーハラスメントについて

パワーハラスメント（パワハラ）とは

一般的には「優越的な関係に基づいて、業務上必要かつ相当な範囲を超えて行われ、労働者の就業環境を害するもの」のようですが、スポーツ・文化芸術活動の世界では「(優越的)上下関係に基づく不要な行為により、スポーツ競技(練習や試合等)・文化芸術活動(制作・練習・コンクール等)環境を害する行為のこと」を指します。

パワハラの6類型 (厚生労働省の指針を参考に中学生を対象とした事例)

【精神的な攻撃】

●パワハラに該当する

- ・人格否定の発言をする。(バカかお前 いるだけで迷惑 辞めちまえ)
- ・必要以上に長時間叱責する。
- ・大声で威圧的に叱責する。
- ・チーム等のコミュニティ(SNS・掲示板等)において、あえて叱責する。

○パワハラに該当しない

- ・何度注意しても改まらない場合(安全管理上危険な行為など)に、一定程度強く注意する。

【身体的な攻撃】

●パワハラに該当する

- ・殴る、蹴る。胸ぐらをつかむ。
- ・物を投げつける。
- ・(坊主などの)髪形を強要する、土下座をさせる。

○パワハラに該当しない

- ・誤ってぶつかって生徒の体に触れる。
- ・指導のために体に触れる。(生徒に許可を取ったうえで)

【過大な要求】

●パワハラに該当する

- ・達成できない課題を設定し、達成するまで練習させる。
- ・過酷な環境下で、水分を与えずに長時間練習させる。
- ・サプリメント接種や過度な食事制限を強要する。

○パワハラに該当しない

- ・大会時期に、競技力向上の必要性から、通常よりも負荷の大きい練習をさせる。

【過小な要求】

●パワハラに該当する

- ・経験のある者に、誰でもできる単純な練習ばかりさせる。
- ・嫌がらせのために練習させない。

○パワハラに該当しない

- ・選手の能力に応じて練習量を軽減させる。
- ・けがから復帰したばかりの選手に対して、練習量や練習内容を軽減させる。

【人間関係からの切り離し】

●パワハラに該当する

- ・練習に参加させない。
- ・チーム内の連絡手段から外すなど、必要な情報伝達をしない。
- ・集団で無視し、チーム内で孤立させる。

○パワハラに該当しない

- ・新人育成やミスをした選手の競技力向上のため、一時的に別メニューで練習をさせる。

【個の侵害】

●パワハラに該当する

- ・本人の同意なく私物を見る、撮影する。
- ・本人の了解を得ずに、個人情報（病歴・性的指向等）を他人に教える（SNSへの投稿を含む）。

○パワハラに該当しない

- ・本人の了解を得て、個人情報について必要な範囲で他者に伝える。

セクシュアルハラスメントについて

セクシュアルハラスメントとは

一般的には職場等における被害者の意に反する性的言動のことですが、スポーツ・文化芸術活動の世界では、競技や文化芸術活動における被害者の意に反する性的言動のことを指します。

【性的な発言とは】

- ・男女別の役割を押し付ける。 ・服装、身体、外見に対して性的な批評
- ・性的な関係や交際関係を尋ねる。 ・性的な冗談やからかい
- ・チーム等のコミュニティ（SNSや掲示板等）において、あえて叱責する。

【性的な言動とは】

- ・必要なく身体に触れる。 ・性的な関係を強要する。 ・食事等に執拗に誘う。
- ・勝手に部屋に入る。

ハラスメントの防止に向けて

○ コミュニケーションを大切に

指導者同士や参加する生徒とのコミュニケーションを大切にしましょう。地域クラブ活動は互いに初めて出会う場合も多くあります。指導者側から積極的に話しかけるようにしましょう。

適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的自発的な活動を促すために、指導者自身コミュニケーションスキルを身に着け、「生徒の話を聞く」、「叱るより良い点を誉めて伸ばす」、「教えすぎず生徒に考える力をつけさせる」、「責任を持たせる」など、生徒のやる気と自立心を育てるための指導を心がけましょう。

○ 中学生の発達段階・発達特性の理解を

中学生の時期は、思春期に入り、親や友達と異なる自分独自の内面に気付き始める頃です。自分はどんな人間なのかを知り社会とどのように関わりをもつかを考え始めます。仲間同士の評価を強く意識する反面、他者との交流に消極的な傾向も見られます。もちろん個人差もありますので人によって違いがありますが、自己を見つめて悩み考えている時期であると言えます。この発達段階の特性をよく理解して指導していきましょう。

また、障がいの有無にかかわらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる活動です。障がいがある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定し、指導にあたっての留意点を保護者や所属校と連携して把握し、障がいの特性に応じた配慮や工夫を行い、障がいのある生徒も参加できる安全・安心な活動ができるようにしましょう。

ハラスメント及び非違行為発生時通報窓口について

1. 概要

筑紫野市地域クラブ活動時にハラスメント及び非違行為が発生した場合、以下の連絡先に通報することとする。

2. 通報先

各校コーディネーター業務用携帯電話（土日祝 8:30～17:00）

天拝中 木村（きむら） 080-3167-1054

筑紫野中

筑山中

二日市中

筑紫野南中

筑紫野市部活動地域展開実行委員会事務局（平日 8:30～17:00）

統括コーディネーター 村上（むらかみ） 092-925-4802

3. 通報後の対応

- ①事務局は通報を受けた際、いつ、どこで、誰が、どのような行為を行ったのかの聞き取りを行う。通報者が匿名希望である場合は、無理に通報者の個人情報を読み出すことはしないこととする。
- ②事務局は、通報内容に基づき、当該事案の事実確認を行う。この間、ハラスメント加害疑惑のある者は当該地域クラブでの活動から外す。
- ③事務局は、当該事実が確認された場合、加害者への処分内容を実行委員会に諮る。
- ④実行委員会にて処分を決定する。